

飲酒運転防止・根絶の取組みについて

上田高等学校非違行為防止委員会

懇親会等の酒席は、本来職員同士のコミュニケーションを円滑にし、明日の英気を養う良い機会です。教科や学年、世代を超えた交流が、経験や知見を共有し、職場の環境をより豊かなものにしてくれる働きがあります。

一方、飲酒運転に対して、社会の厳しい眼が注がれるなか、生徒を指導し、模範的立場にあるべき本校教員が、万が一酒気帯び運転等で摘発されることがあれば、教育公務員に対する信用を著しく失墜させるとともに、本校に寄せられる期待を大きく裏切ることになります。

については、そのような不幸な事態をもたらすことなく、楽しく有意義な懇親会を持つために次のようなルールを確認します。

1 酒席に先立って

- ・酒席会場には、原則として自家用車では参加しない。
- ・運転代行での帰宅予定者については、飲酒前に運転代行を予約する。
- ・運転代行での帰宅予定者については、2次会以降の参加を認めない。
- ・飲酒の習慣がない教職員（体質的に飲酒できない等）は上記の限りではない。

2 酒席に際して

(1) 開会に先立ち実施

- ・幹事・管理職等は自家用車で会場に来ている者について確認し、その者について飲酒の有無、帰宅方法について確認する。
- ・運転代行での帰宅予定者については、その予約状況を確認する。

(2) 酒席終了時実施

- ・幹事・管理職等は帰宅方法について、改めて全員に確認をする。
- ・運転代行での帰宅予定者については、代行車への乗車を駐車場等で確認する。

3 対象となる酒席

- ・学校全体及び学年会、教科会の酒席等、勤務場所から直接酒席会場に向かうもの。